

成長特区税制（成長産業特別集積税制）

資料6

大阪の強みである成長産業（新エネルギー・ライフサイエンス分野）の集積を進めるため、これまでの特区税制の後継制度として、**本年4月に「成長特区税制」を創設。府が独自で区域・事業を追加**できるようにすることで成長産業の一層の集積、促進を図る。

対象区域

7/15 健都を指定

現行総合特区対象区域に加えて、**府が定めた要件に合致する区域を新たに追加**

《新たに大阪府が指定する区域の要件》

- ①大阪府が成長産業の集積を図る区域であること
- ②当該区域に集積の中心となる研究開発等を行う施設があること
- ③地元市町村が、府と同程度の優遇制度を講じるなど、取組を促進している区域
- ④概ね1ha以上の一体の区域

対象事業

新エネルギー・**ライフサイエンス分野**に、今後活用が拡大していく水素関連事業や、超高齢化社会の進展に伴い市場が拡大している**健康関連事業を追加**

ライフサイエンス分野

- 医薬品・医療機器
- 再生医療等
- 治験・臨床研究
- 医療・介護ロボット
- 医療情報システム
- 医療施設・整備

★健康関連（府が独自で新規追加）

新エネルギー分野

- 環境配慮型自動車関連
- 太陽光・風力
- スマートコミュニティ
- 蓄電池関連
- 省エネ機器
- ★水素関連（新規追加）

それらを支援する事業【国際貨物（船舶・航空）、MICE】

内容

不動産取得税 ⇒ 最大で100%軽減！大規模投資ほど有効！

法人府民税・法人事業税 ⇒ 最長で10年間続く軽減措置！

※地元市町村の税軽減（固定資産税等）や補助金等の優遇制度と連携

国立健康・栄養研究所（政府関係機関）の移転

- ▶ H27.8 健都のコンセプトに合致する「国立健康・栄養研究所」を誘致すべく、国が地方創生の取組として進めている「政府関係機関の地方移転」において、健都を候補地として移転を提案
- ▶ H28.3 政府関係機関移転基本方針において、国立健康・栄養研究所の大阪への全部移転に向け、移転の詳細や地元の受け入れ体制について、府と厚生労働省・当該機関の間で調整を行い、平成28年度中を目途に成案を得るとされた
- ▶ 健都への移転実現により、府内健康関連企業等との連携によるイノベーション創出や市町村との連携による府民の健康寿命延伸等を期待

